

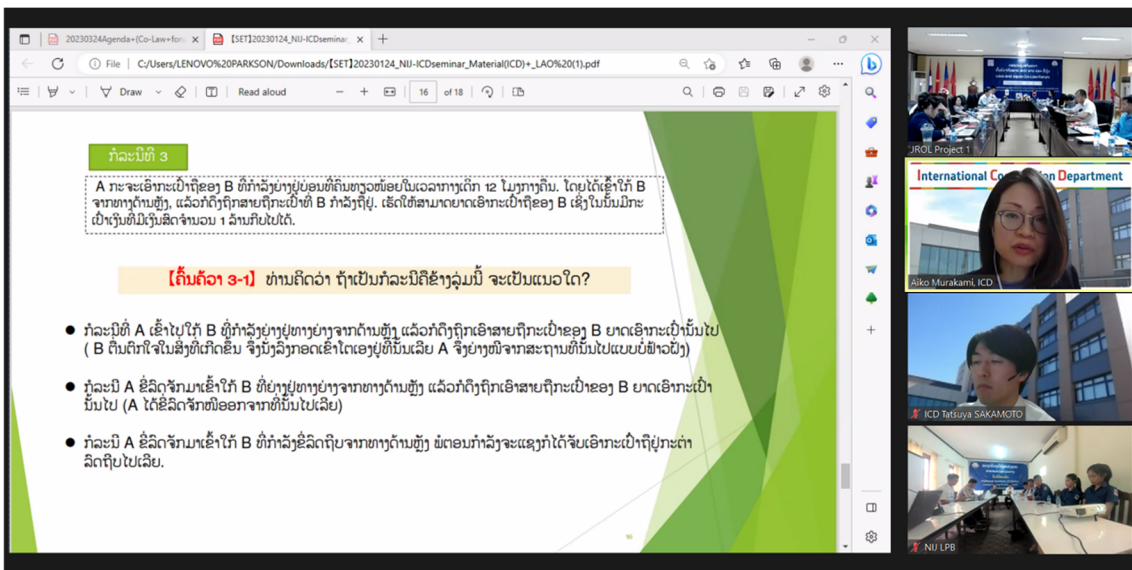
■ラオス国立司法研修所との共同オンラインセミナーを実施しました

法務総合研究所は、平成30年12月、ラオス国立司法研修所（National Institute of Justice, NIJ）との間で、法・司法分野における研修、人材育成等について協力することを目的とした協力覚書を締結し、それ以降、国際協力部は、この協力覚書に基づき、NIJとの共同セミナーを継続的に開催してきました。

そして、令和5年3月24日、この協力覚書に基づく活動の一環として、オンラインセミナーを実施しました。本セミナーには、当部から、須田大副部長、村上愛子教官、坂本達也教官及び徳井靖士事務官が参加し、ラオス側からは、NIJのペッサマイ・サイモンクン副所長をはじめ、NIJの教員及び学生ら約30名に参加いただいたほか、矢尾板隼 JICA 長期派遣専門家らに御協力をいただきました。

本セミナーでは、「強盗罪等の財産犯」と「強姦罪」の2つのテーマを取り上げ、これらの罪について、ラオス刑法と日本刑法の各規定を参照し、双方を比較しながら検討を行いました。

はじめに、1つめのテーマについて、日本側から、強盗罪又はその他の財産犯の成否が問題となる、いわゆる限界事例と呼ばれる複数のケースを示し、NIJ側に、どのような犯罪が成立するか検討してもらいました。NIJの参加者からは、様々な意見が述べられ、充実した意見交換をすることができました。また、参加者のうち数名は、日本側が示した事例から離れ、自らが考えた事例に基づいて、「この事例では、どのような犯罪が成立すると考えるか、日本側の意見も聞きたい。」と質問をするなど、議論は大いに盛り上がりました。

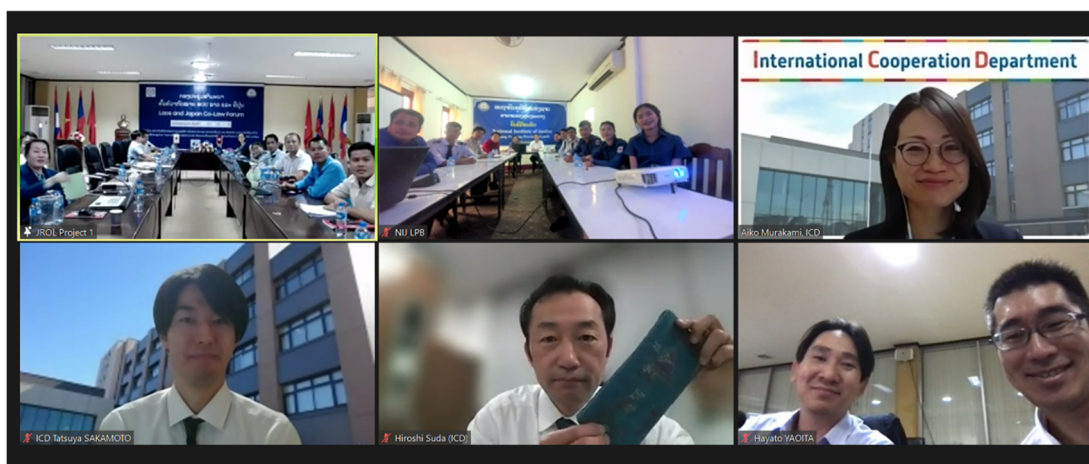


【村上教官によるプレゼンテーションの様子】

また、2つめのテーマについては、NIJ側から、強姦罪に関するプレゼンテーションが行われました。このプレゼンテーションでは、NIJのヴィラコーン・シーブンファン先生より、ラオス刑法の定める強姦罪（同法248条）の説明や、意見交換の題材となる事例を提示していただきました。その中には、日本でもよく議論となる、強姦罪における未遂犯の成立時期に関する事例も含まれており、次回以降のセミナーにおいて、継続して議論を行うことになりました。

NIJとの共同セミナーは、刑事法の分野を中心として、定期的な活動を行ってきましたが、回数を重ねるごとに議論が充実し、参加者の理解が着実に深まっている手応えを感じます。

今後も、当部は、NIJとの連携・協力を強化し、ラオスへの法制度整備支援活動に尽力してまいります。



【セミナー参加者の様子】